

## 資料-56 災害時における雑用水の供給に関する協定書

### 災害時における雑用水の供給に関する協定書

たつの市（以下「甲」という）とヒガシマル食品株式会社（以下「乙」という）は、災害時における雑用水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の安定を確保するため、乙が本協定に基づき、被災市民に対し雑用水を供給することについて、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して乙の所有する井戸等の給水施設（以下「給水施設」という。）による雑用水の供給について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）があったときは、該当する給水施設が使用可能で、自らが被災しておらず、供給可能と判断した場合に、被災住民に対して雑用水の供給を開始するものとする。

（支援要請の方法）

第3条 甲の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により行うことができるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の規定による支援に要した経費について負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（維持管理）

第5条 給水施設の維持管理は、乙の責任において行う。

（調査）

第6条 甲は、乙との協定期間中、必要があるときは乙の同意を得て、給水施設を調査することができる。

（報告）

第7条 乙は、給水施設の使用を中止し、又は廃止した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の

締結の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからもこの協定を解除する旨の意思表示がないときは、更に1年間継続されるものとし、以後この例による。

(紛争解決方法)

第9条 この協定に関する紛争については、甲乙両者で解決に当たるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月27日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1  
たつの市  
たつの市長

乙 たつの市龍野町富永100番地3  
ヒガシマル食品株式会社  
代表取締役社長